

障がいがあっても
親亡き後も
いつもの街で
いつもの暮らしを



認定 NPO 法人 障がい者より良い暮らしネットおたより Vol 12 2019 年 早春号

障がいがある人の暮らしの場を考える

CONTENTS

福岡市に要望書を提出しました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
福岡市障害関係団体協議会政策委員会	
特集 グループホーム運営シュミレーション ・・・・・・・・・・・・	3
試算協力：社会福祉法人明日へ向かって	
新進気鋭の経営者 プレミアムグループ和田竜彦さん・・・・・・・・	5
福岡市に「障がい者差別解消条例」ができました・・・・・・・・	6
絵本製作プロジェクト進行中です・・・・・・・・・・・・・・・・	7
平成の 30 年間の福祉の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	9
ご支援のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・	10

■福岡市障害関係団体協議会 政策委員会から市に要望書を提出しました。

同協議会運営委員会の承認を得て、ここに全文を記載します。

平成 30 年 12 月 25 日

福岡市長 高島宗一郎 様

福岡市中央区荒戸 3-3-39-4F

NPO法人福岡市障害者関係団体協議会
理事長 中原 義隆

「要望書（重度障がい者のグループホーム設置・運営について）」提出について

師走の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より障がい福祉政策に対しご理解ご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、平成 30 年 6 月より掲題に関する政策委員会を設置、これまで 7 回の協議を重ね、別紙のとおり要望書として取りまとめました。

つきましては、本要望書についての回答及び、今後、この内容に関して当協議会と協議しながら進めていただきますよう併せてお願い申し上げます。

要望書

【要望】福岡市において重度障がい者が利用できるグループホームを事業者が設置、運営できるよう、他の政令指定都市と同等レベルの補助金や仕組みを創設してください

1979 年養護学校義務化の年に就学した重度障がい者は 50 歳前後に達しています。義務化により学校という地域社会生活を経験し、その後は無認可共同作業所～日中通所サービス事業へと制度が移り、さらに居宅介護や移動支援などの福祉サービスの充実と、国の「脱施設＝施設から地域へ」という方針の下、地域生活を続けてきました。

その間長期にわたり、地域生活を福祉サービスとともに支えてきた親たちは 70 歳代に達し、家族介護による地域生活は限界を乗り越えています。

障がいの重い人も一般市民と同じように地域で普通の生活を送ることは当然のことであり、それを実現するためには既存の制度では不可能です。福岡市は総合福祉計画で「親亡き後の支援」を謳っていますが、具体策には至っておりません。横浜市、千葉市、仙台市等では市独自の補助金があり、その結果、重度障がい者のグループホームでの暮らしが実現しています。

一日も早く、ユニバーサル都市・福岡市に、親亡き後を託せるグループホーム等ができ、本人の安心・安全・尊厳のある暮らしを見届けられますことを切に願います。

【具体策】

- ① 介護サービス包括型・個人単位で居宅介護利用の特例の継続と個々の必要度に応じた居宅介護支給量の決定

障がいの重度・高齢化が進む中、日々の食事、更衣、排泄、入浴、服薬などの介護の度合いは増す一方です。入浴や排泄介助は二人介助を必要とする人もおり、てんかん発作・失禁・失便といったトラ

ブル時にも二人介助が必要になります。そんな時は、本来なら見守りをすべきスタッフも二人介助やトラブル処理に当たらざるを得ないため、あってはならないことですが、転倒やてんかん発作のリスクを持つ入居者の見守りもできない、厳しい状況にあります。

現在のグループホーム報酬費の介護サービス包括型では十分な人員配置が不可能です。居住の場として安心・安全を守るためには介護サービス包括型・個人単位で居宅介護利用の特例（平成32年3月31日まで）の継続と個々の必要度に応じた居宅介護時間数を支給決定していただくようお願いいたします。

② 外出支援の充実（在宅者と同様、移動支援、行動援護等の利用を認めて下さい）

福岡市ではグループホームは在宅ではないという認識から、一定の制限があり社会参加や余暇活動の保障が充分ではありません。

障がいがあっても、休日の散歩や近隣の店舗への買い物、通院等のごく普通の生活の営みです。地域の一般の人が当たり前に行っている外出はグループホーム入居者にも必要なことです。

③ 支援の必要度や介護度が一人ひとり違うのが障がいです。必要な支援が無ければ地域生活を送ることができません。 夜間支援員や看護師等、必要な支援が受けられるようにしてください。

④ 重度障がい者とその家族、および福障協と福岡市との意見交換会を設けてください。

【要望書提出に至る経緯】

当会は福岡市障害関係団体協議会（以下福障協）の会員です。

福障協は福岡市の当事者団体と事業者が協働で組織する団体で、約40団体（平成31年1月現在）が加盟しています。福岡市からの委託で「障がい者週間記念の集い」等を実施し、また行政へ提言等を行っています。

平成29年暮れの月例運営委員会で「障がいの重い人の暮らしの場が地域で進まない。障がい者より良い暮らしネットはこの課題解消のため長く運動しているが、福障協としても応援をいただきたい」旨の発言をしました。その後4団体合同で提案書を福障協理事会に提出、理事会の承認を受け、第1回政策委員会を30年6月に実施しました。その後毎月委員会を継続、協議の結果、要望書提出に至りました。



【提案団体】

福岡市手をつなぐ育成会
福岡市身体障害者福祉協会
福岡チャレンジネットワーク
障がい者より良い暮らしネット

【委員名】

中原義隆 同協議会理事長
上石洋伺 事務局長
向井公太 理事・友廣道雄 理事
石田照年 理事・溝口伸之 会員
服部美江子 会員

2018/6/8 第1回政策委員会

■特集 グループホーム運営シミュレーション

試算協力：社会福祉法人 明日へ向かって

■パターンA

入居者：7名（全員障がい支援区分3）

世話人配置：5：1

夜間：緊急対応のみ

■パターンA・B共通の前提条件

- ①1か月あたりの利用日数30日（年間360日）
- ②1単位あたりの報酬を
5級地（福岡市）の単価10.8円で計算
- ③介護サービス包括型

1. 支援者の必要配置数

	常勤換算数
サービス管理責任者	(0.4)
世話人	1.4
生活支援員	0.8
夜間支援員	0.0
合計	(2.6)

2. 雇用形態および人件費

	配置数	人件費（年間）
常勤（正規職員）	1	¥3,000,000
常勤（契約職員）	1	¥2,000,000
非常勤（パート職員）	1	¥1,000,000
配置数合計	3	

3. 収入シミュレーション

(1) 収入

	年間収入	備考
基本報酬	¥9,008,496	
夜間支援体制加算Ⅲ	¥272,160	緊急時に連絡がとれる体制
合計	¥9,280,656	

(2) 支出

	年間支出	備考
人件費	¥6,000,000	
その他の経費	¥2,000,000	燃料費、消耗品費、修繕費、保険料など
合計	¥8,000,000	

(3) 収支結果

¥9,280,656	-	¥8,000,000	=	¥1,280,656
収入		支出		収支（年間）

このシミュレーションで見えてきたことは障がい比較的軽度な人のグループホームは現制度でも運営が成り立つという結果でした。

現在グループホーム単体で運営する事業者も出てきています。

積極的にグループホーム運営に着手する事業者ができる事を期待します。

福岡市の障がい者手帳所持者約 78,000 人（平成 29 年度末）

障がい者グループホーム 116 か所 利用者 800 人（平成 29 年 4 月）

障がい者グループホームが増えない理由の一つに運営収支の見通しが出来ないことにあるのではないかと考え、社会福祉法人明日へ向かって様に 2 つの条件でシミュレーションをしていただきました。

■パターンB

入居者：7名（全員障がい支援区分6）

世話人配置：4：1

夜間：夜勤体制

1 支援者の必要配置数

	常勤換算数
サービス管理責任者	(0.4)
世話人	1.8
生活支援員	2.8
夜間支援員	1.0
合計	6.0

2 雇用形態および人件費

	配置数	人件費（年間）
常勤（正規職員）	6	¥3,000,000
常勤（契約職員）	3	¥2,000,000
非常勤（パート職員）	4	¥1,000,000
配置数合計	13	

※障がいの重たい方が多い場合は、必要配置数を超えての配置をしなければ支援が困難。

※さらに、職員の有給休暇や盆、正月休暇を考慮した雇用が必要

3 収入シミュレーション

(1) 収入

	年間収入	備考
基本報酬	¥17,989,776	
夜間支援体制加算 I	¥9,144,576	夜勤体制（※2名配置）
合計	¥27,134,352	

(2) 支出

	年間支出	備考
人件費	¥29,389,920	※深夜7時間分に割増賃金を加算
その他の経費	¥2,000,000	燃料費、消耗品費、修繕費、保険料など
合計	¥31,389,920	

(3) 収支結果

¥27,134,352	-	¥31,389,920	=	¥-4,255,568
収入		支出		収支（年間）

※参考

障がいの重い人の生活状況と支援内容（障がいが重い人は日常生活動作において全介助のため、ほぼマンツーマンの支援が必要）

時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
利用者の状況 支援内容	睡眠・見守り						起床・ベッドから車いすへ移乗・排泄・洗面・朝食・服薬・着替え・外出準備			日中活動 (平日は通所サービス等を利用)						通所受入れ・排泄・入浴・夕食 明日の準備・服薬・歯磨き 就寝準備・ベッドへの移乗					睡眠 見守り				
支援員・スタッフ 配置	← 夜勤2名 →						← 3名配置 →						← 4名配置 →						← 夜勤2名 →						

※平日は通所サービス等を利用するが、土日祝日にはさらに日中（9:00～16:00）に最低5名の配置が必要。

■新進気鋭の経営者

プレミアムグループ 代表取締役 和田竜彦 さん

特別寄稿「障がい者グループホームを考える」サミットを終えて

障がいという運命を背負った子ども達の利益、それを支える家族の利益、そしてそれが社会に対してもたらす利益。これが私が考える障がい者福祉の原理原則です。

今回はご縁があり、障がい者より良い暮らしネット主催の障がい者共同生活援助「グループホーム」の普及をテーマにディスカッションさせていただきました。本当に有意義な会になりましたし、参加された皆様も思いは一緒なんだなと凄く心強い気持ちになりました。

その中で執筆依頼がありましたので僭越ではありますが少しだけ書かせて頂きました。

私が障がい者福祉の世界に飛び込んだのは今から8年前です。きっかけは家族に障がい者の「義弟」がおり漠然と将来の不安を感じたからです。

今でこそ放課後等デイサービスや生活介護、就労支援といった事業が地域に根付き障がい者を取り巻く環境は前進したように思います。ただ現状はまだまだその場凌ぎのようなものです。本人、そして保護者様が抱えるストレスは今の日中支援の福祉サービスは一時的なもの、根本の解決には至っていません。

障がいという運命を背負った本人とそれを共に背負う家族の根本の問題は保護者様亡きその後の人生です。私はこれまで1000人以上の保護者様と関わらせていただく中で必ずこのキーワードにぶつかってきました。その度にそりゃそうだよな…と。私もそうだからです。

義弟の生活をフォローし続ける事は簡単な事ではないですができると思います。そうしたい私がいるのも事実です。

弟は重度の知的障害があり喋る事はできません。だから「義弟」が私にフォローして欲しいと思っているかどうか、本当のところはわかりません。ただ、義弟は人が本当に好きですし、笑顔が沢山です。なので、漠然とですが弟に沢山の仲間を作ってあげたい、沢山の人と関わりを持ってもらいたいと思っています。

そこに福祉制度をどう絡めていくか。

その答えは障がい者共同生活援助「グループホーム」です。

御存知の方も沢山いらっしゃるかとは思いますが、現状のグループホームは需要と供給が成立していません。圧倒的に数自体が足りていないのです。

日中の福祉サービスはこれだけ増えているのになぜ…増えない… 答えは簡単です、現状のシステムにまだまだ課題が残されているのと、夜間を伴う24時間の支援体制は他のサービスに比べて安全性の確保とスタッフの教育、確保といった部分でのリスクが高いのです。

ただ、この問題にリスクを取ってでも前に進む価値が必ずあると私は信じています。

弟が沢山の仲間とそして支援者と共に生活をして沢山の笑顔を見せてくれる。

それこそが、弟「本人」にとって、そして私「家族」にとって、ホームで働く支援者「社会」にとっての利益なのではないかと信じています。

プレミアムグループとして本当に難しい課題で超えなきゃいけないハードルは沢山ありますが私はリスクを取って前に進んでみようと思います。

最高の仲間と最高の人生を。そんなグループホームをプレミアムグループは創造していきます。



和田竜彦氏プロフィール

放課後等デイサービスを皮切りに、短期入所、就労支援等12店舗を運営。「子どもから大人まで〜」切れ目のない福祉支援を展開、障がいを持つ子どもとその家族をとりまく社会課題に果敢に挑戦し続けている。「年中無休」という型破りな福祉サービスの提供、「決して断らない事業所」として保護者や福祉関係者の信頼と支持を集めている。

■福岡市に「障がい者差別解消条例」ができました

写真は福岡市のリーフレット・福岡市HPより

- ★ 以下の文章は福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会発行「障がいのある人の差別体験アンケート最終報告書」からの引用です。

平成 25 (2013) 年 8 月、福岡市内の当事者団体と事業者など 40 を超す団体が集まり、「福岡市に障がい者差別禁止条例をつくる会(以下つくる会)」が発足しました。

その 12 月からアンケートを開始、「障がいがあるから嫌な思いをした
悔しい思いをした
理不尽な対応を受けた
不利益に扱われた」などの経験を尋ねました。

1,148 名から寄せられた事例のひとつひとつから浮かび上がってきたのは、障がい当事者が、日常的に生活のあらゆる場面において、さまざまな差別に直面しているという深刻な事態でした。障害者権利条約にうたわれた理念がこの社会に根付いていないことに改めて気づかされたのです。

障害者基本法はその目的として、「すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを掲げています(1条)。障がいの有無にかかわらず全ての人が「市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的分野に均等な機会により参加すること」(障害者権利条約前文)が保障されるためには、まず条例づくりの取組みに、あらゆる人が参加する運動を作り上げていくことが必要です。(引用はここまで)

- ★ つくる会では役員会、世話人会、学習会等を継続開催し、条例案も市に提示、市との協議を経て、やっと平成 31 年 1 月 1 日施行が実現しました。
- ★ つくる会では、3 年後の条例見直しに向けて継続して協議を行い、また条例の浸透をすすめるための啓発活動も行っています。
- ★ つくる会の活動を通して、障がい関係団体が協働できたこと、自分とは違う他の障がいの理解に役立ったことなどの声が上がっています。
- ★ 当会は発足当初より世話人、会計監査としてつくる会に参加しています。



えほん すぺしゃるな どんぐり

文 川之上智子

やあ やあ ぼくは すぺしゃるな どんぐり
きょうも 木の葉に つかまって ゆらゆら ゆらゆら ごきげんダンス
ママも どんぐり パパも どんぐり
おにいちゃんも おねえちゃんも ぼくと おんなじ どんぐりだ

おにいちゃんは てきぱき おきがえ ぼくには できない ことだけど
ぼくは ララララ 小鳥といっしょに いかしたそんぐ 歌えるよ
おねえちゃんは すらすら おしゃべり ぼくには できない ことだけど
ぼくは カキカキ 木のかべに いべりこ豚の絵 おえかきできるよ
えっへん ぼくは すぺしゃるな どんぐり

夜には ふかふか 葉っぱの おふとん じっくり ならべて おやすみなさい

きょうの おにいちゃん びしっと おめかし りっぱに おしごと してくるぞって
おおにもつ かかえ 雲のって びゅーんと お空に 飛んでった
きょうの おねえちゃん とっても きれい およめさんになるんだよって
笑ってるのに 泣きながら 遠いまちまで 飛んでった
さみしくないやい ママがいる パパがいる なみだは みみずの親子に あげたよ
だって ぼくは すぺしゃるな どんぐり

そうして たくさんの
はると なつと あきと ふゆ さんにん なかよく ごきげんダンス

まんまる月の ある夜に パパとママが ぼくに言った
「パパとママは もうすぐ お星さまになるんだよ
わたしの すぺしゃるな どんぐり げんきでね」

おはよう ぼくの ひとりのせかい
さみしくないやい おひさまがいる キツツキがいる
けど おなかが へってきた ぼくは りょうりが できないぞ
こまった こまった ちからが でない だめだ 木から おっこちそうだ
そのとき びゅんと 北風ふいて

あーっ

からだ が ちゅうに なげだされ くるりん くるりん おちてゆく

こわいよう こわいよう ぼろぼろ なみだも おちてゆく
すると によきと 木のえだが ぼくの あたまを つかまえて
葉っぱに そっと のっけてくれた 「ありがとう 木のえださん」
葉っぱは すべりだいになって するする ぼくを 下まで はこぶ
「ありがとう 葉っぱさん」
がさっと じめんに おちたなら
たくさんの 落ち葉たちが ぼくを やさしく やさしく つつんでくれた
「ありがとう 落ち葉さん」
あれれ？ おこっただけど へいきみたいだ
知らない花と ちょうちょと カエルが にこにこ ぼくに こんにちは

やあ やあ ぼくは すべしゃるな どんぐり
はじめましての あいさつに ゆらゆら ゆらゆら ごきげんダンス
きょうから みんな よろしくね

おわり



■絵本製作プロジェクト 進行中です。 **CAMPFIRE** すべしゃるなどんぐり **検索**

当会の活動や理念、今の社会課題などに共鳴して、
普段はプロフェッショナルな仕事をしている若い人たちがチームで
「絵本プロジェクト」に取り組んでくださっています。

その思いは

「障がい者」と「健常者」 少し離れた世界の住人として語られる二者を混ぜこぜにしたい！！

高齢障がい者の問題をポジティブに解決したい！！です。

絵本は、子どもから大人まで、色々な人が簡単に読むことができます。

そのわかりやすさ、楽しさが「障がい者」と「健常者」の垣根を低くしてくれるはずです。

完成は四月を予定しています。どうぞご期待ください。

クラウドファンディングで絵本作製資金を集めます。 同封のチラシをご覧の上ご協力お願いします。

■平成の30年間の福祉の動向

〔出典〕社会福祉法人全国社会福祉協議会 月刊福祉 2019/1月号、16ページより転載

平成元（1989）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税 3%実施 ・ 「高齢者保健福祉推進 10 ヵ年戦略（ゴールドプラン）」策定
平成 2（1990）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係 8 法改正
平成 4（1992）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「育児休業法」施行
平成 5（1993）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者基本法」改正（心身障害者対策基本法を全面改正）・施行
平成 6（1994）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本、「児童の権利に関する条約」批准 ・ 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（新エンゼルプラン）」策定 ・ 「新・高齢者保健福祉推進 10 ヵ年戦略（新ゴールドプラン）」策定
平成 7（1995）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災が発生 ・ 「精神保健福祉法」施行 ・ 「障害者プラン～ノーマライゼーション 7 ヵ年戦略～」決定
平成 9（1997）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律公布、保育所は措置から利用申請方式へ ・ 「介護保険法」成立 ・ 消費税 5%に引き上げ
平成 10（1998）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特定非営利活動促進法（NPO法）」施行
平成 12（2000）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉基礎構造改革…「介護保険制度」施行、「社会福祉の増進のための社会福祉事業等の一部を改正する等の法律（「社会福祉法」他）施行など ・ 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
平成 13（2001）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「DV防止法」施行（一部平成 14 年施行）
平成 14（2002）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」施行
平成 15（2003）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「支援費制度」施行
平成 18（2006）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者自立支援法」施行（平成 17 年成立） ・ 「高齢者虐待防止法」施行
平成 20（2008）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）開始
平成 21（2009）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京・日比谷公園に「年越し派遣村」設置（平成 20 年末より）
平成 22（2010）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全社協「福祉ビジョン 2011」を提案
平成 23（2011）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災が発生
平成 24（2012）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者虐待防止法」施行
平成 25（2013）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者総合支援法」施行
平成 26（2014）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本、「障害者権利条約」批准 ・ 消費税 8%に引き上げ
平成 27（2015）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子ども・子育て支援法」全面施行（平成 24 年成立） ・ 「生活困窮者自立支援法」全面施行（平成 25 年成立）
平成 28（2016）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人制度改革を目的とした「改正社会福祉法」一部施行 ・ 厚生労働省「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」設置
平成 29（2017）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人制度改革を目的とした「改正社会福祉法」全面施行
平成 30（2018）年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共生社会実現をめざす「改正社会福祉法」施行

転載を禁じる

■ご支援のお願い

当会は助成金と皆さまからの応援会員会費・ご寄付等で運営しています。
これからも障がいのある人たちの、永遠の幸せを願って活動してまいります。
どうぞ、ご支援をよろしくお願い申し上げます。



■応援会員（3,000円/年）以上の任意の額

■ご寄付（いくらからでも結構です）

○お振込み先

・ゆうちょ銀行	口座番号 17420-67362471
・福岡銀行	藤崎支店 普通預金 1548051
・西日本シティ銀行	港町支店 3028564
口座名義（どれも）	トクヒ）ショウガイシャヨリヨイクラシネット

認定NPO法人への寄付金の控除について

1. 個人が寄附した場合

個人が、認定NPO法人等に寄附をした場合には、所得税の寄附金控除が受けられます。寄附金控除には、所得控除と税額控除の2つの方法があり、どちらか有利な方法を選択することができます。

2. 法人が寄附した場合

法人が、認定NPO法人等に寄附をした場合には、法人税の寄附金控除が受けられます。一般の寄附金に係る損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています。

3. 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続または遺贈により財産を取得した人が、その取得した財産を相続税の申告期間までに、認定NPO法人に寄附した場合には、その寄附をした財産は非課税財産として、相続税の計算から除かれます。

4. みなし寄附金制度

認定NPO法人が、税法上の収益事業から、それ以外の非収益事業のために支出した金額は、収益事業からの寄附金とみなして、法人税の計算をすることができます。

個人の例）■年収500万円の世帯における、実際の減税額（住民税は福岡県・市の控除額）

税額控除計算式	1万円の寄付	5万円の寄付	10万円の寄付
所得税の税額控除（寄付金額－2,000円）×40%	3,200円	19,200円	39,200円
住民税の税額控除（寄付金額－2,000円）×10%	800円	4,800円	9,800円
合計	4,000円	24,000円	49,000円

※所得税の控除を受ける場合、確定申告が必要です。住民税は所得税の確定申告から自動的に計算されます。

※高額所得者の場合、「所得控除」の方が有利な場合もあります。



この冊子は赤い羽根共同募金配分金事業で作成しました

認定NPO法人 障がい者より良い暮らしネット

810-0062 福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 4F

TEL 090-7392-1000 TEL/FAX 092-741-7033

Mail yoriyoikurasi@gmail.com

HP yoriyoikurasi.net

FB <https://www.facebook.com/yoriyoikurasi/>

より良い暮らし

検索